

名古屋市教育委員会定例会
(議会上程後公開)

令和7年6月3日
午前10時00分
教育委員会室

議 事

- 日程1 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
(議案第5号)
- 日程2 訴訟上の和解について(意見第1号)
- 日程3 令和7年度一般会計補正予算について(意見第2号)

出席者

坪 田 知 広 教育長
粟 生 万 琴 委 員
山 本 久 美 委 員
中 谷 素 之 委 員
園 田 理 委 員
南 田 あゆみ 委 員

教育次長始め、事務局員18名 ※傍聴者0名

(坪田教育長)

それでは、日程第2、意見第1号「訴訟上の和解について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(武藤総務部調査担当課長)

本件は平成28年12月、名古屋市立振甫中学校に勤務する教諭が、校長の指揮監督のもと従事していた業務により、強度の精神的又は肉体的負荷を受け、双極性障害を発症し、自殺をいたしました。この件に関して提起された訴訟につき、裁判所の勧告に従い和解が成立する見込みでございます。この後、補正予算の議案とも重なってまいります。この和解については、議会の議決を経る必要がございますので、その手前で今回、教育委員会の方にも、提出させていただいているものでございます。

「1 経緯」をご覧ください。

平成28年12月本件発生とございます。

当該教員は公務が原因で、平成27年8月ごろに、鬱病を発症し休職、平成28年2月に復職したものの、その年11月頃から、再び体調を崩し、この12月に亡

くなりました。

その後、公務災害の認定請求、審査請求、再審査請求となされまして、令和5年10月に公務災害として認定されたものでございます。

その後、令和6年4月、当該教諭の妻とその子らが提訴しまして、数回の期日を経て、令和6年12月に裁判所から、5,600万円を支払う旨の和解案が提示されたものでございます。

2月13日の訴訟期日におきまして、双方とも和解について事実上の合意がなされたものでございます。

なお本件、和解議案が可決されましたら、7月17日に和解することを予定しております。

3ページをご覧ください。こちらが議案でございます。

「2 和解条項の骨子」のところがございますが、先程申し上げましたとおり、解決金として5,600万円を名古屋市が支払うといったものになっております。

和解を受け入れることといたしました理由としましては、教諭が亡くなったことについては、当初、公務災害ではないとされていたところ、再審査請求の結果、公務災害と認められたものでございます。その事実を重く捉える必要があること。

それから、当該教諭の復職に当たり、校長は一定の配慮はしていたものの、結果として自死を防げなかった以上、本市に責任があると認めるべきものと考えております。

また金額の面で申しますと、当初6,893万円余の請求に対しまして、裁判所からの和解案が5,600万円、その差が約1,200万円でございます。

この部分につきましては、本市が主張している内容が認められたものでございまして、妥当な額であるというふうに考えております。

なお、判決となりますと、裁判所から賠償額は6,113万円余となるという見込みが示されております。和解をしない場合は、この和解案の額より、高額となることがわかっております。

そして自死から8年以上経過しておりますので、ご遺族に対してさらなる心理的負担を強いるというところ、そしてこの和解案そのものが、裁判所が妥当であるというふうに判断したものについて双方に提示しているといったこともございまして、これらを総合的に勘案し、和解を受け入れることとしたいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問あればお願いします。

(坪田教育長)

それでは、特にご意見もないようですので、意見第1号「訴訟上の和解について」につきましては、原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、日程第3、意見第2号「令和7年度一般会計補正予算について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(水谷企画経理課長)

令和7年度一般会計補正予算についてのご説明をさせていただきます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、教育委員会の意見を求められますので、資料を提出するものでございます。

資料2ページをお願いいたします。「補正予算の概要」でございます。

予定しておりますのは、中学校教諭の公務災害に係る訴訟における和解金を始め3件でございます。

1件目でございます。

こちら先程ご説明もありましたとおりでございますが、「1 趣旨」にありますように、名古屋市立中学校の教諭が自死をいたしまして、公務災害に認定された件に関する損害賠償請求の訴訟について、和解金を支払うものでございます。

「2 内容」でございますが、和解金は5,600万円となっております。

続いて中段をお願いいたします。学校教育におけるICT環境の整備（学習系ネットワークの更新）でございます。

「1 趣旨」でございますが、昨年度実施をいたしました、ネットワークのメンテナンスの結果を踏まえまして、校内の通信環境を改善するものでございます。

「2 内容」でございますが、ICT環境の整備といたしまして、校内ネットワーク機器等の更新を行い、校内通信の遅延や不具合の解消を図るほか、学習系ネットワーク回線の更新を行うものでございます。

また、「3 債務負担行為」でございます。こちらの学習系ネットワークの回線契約は、契約期間が複数の年度に跨ります。予算は単年度主義ということ

でございますけれども、こちらは例外といたしまして、将来にわたる債務の負担を予算として定めるものでございまして、債務負担行為ということで設定をさせていただきます。

設定期間は令和8年度から13年度までで限度額は8億1,800万円となっております。

最後、一番下段でございますが、博物館のリニューアル改修等でございます。

「1 趣旨」でございますが、昨年度実施をいたしましたエレベーター工事及びエスカレーター工事の入札が不調となりまして、当初予定をしておりました期間よりも遅くなってしまうため、再入札に向けまして債務負担行為の設定をするものでございます。

「2 内容」でございますように、工事完了年度までの債務負担行為を設定いたします。

エレベーター工事につきましては、設定期間は令和8～9年度、限度額は3億3,900万円。

エスカレーター工事につきましては、設定期間は令和8～10年度、限度額は6億4,300万円となっております。

資料3ページをお願いいたします。「令和7年度予算について」でございます。

教育委員会の所管の令和7年度当初予算額は、2,017億5,000万円余でありましたが、今回6月補正の予算、2億6,000万円余が成立いたしますと、合計で2,020億1,000万円余となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議ください。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(栗生委員)

学校教育におけるICT環境の整備ということで補正予算が約2億円についているんですけども、これは何校を対象として更新していくと判断させていただくとよろしいでしょうか。

(水谷教育DX推進課長)

昨年度調査いたしまして、382校のうち224校に、回線の一部引き直しとか、古いHUBとかがあるので、その交換という形の費用になりますので、224校分でございます。

(栗生委員)

小中高校でしょうか。

(水谷教育DX推進課長)

小中高です。

(栗生委員)

200校対象で2億円ということですね。ありがとうございます。

(坪田教育長)

他にご意見ないようですので、意見第2号「令和7年度一般会計補正予算について」につきましては、原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。

教育委員会定例会を終了いたします。

午前10時30分終了